

年金

**国民年金保険料の支払いは
便利な口座振替で！**

電気やガス、電話料金などの口座振替と同じように、国民年金保険料もあなたの指定された預金口座から、自動的に振替納付することができま

す。口座振替にすることで、毎月の支払いに行く手間や、うっかりによる納め忘れなどがなくなり

ます。便利で確実な口座振替を、ぜひご利用ください。

申込手続

預金口座のある金融機関で「国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、お申し込みください。
☆手続に必要なもの

- ① 国民年金基礎番号が確認できるもの
 - ② 預金通帳
 - ③ 通帳の届出印
- 問い合わせ
松山社会保険事務所
国民年金保険料課

☎ 925-5175

愛媛社会保険事務局 からのお知らせ

4月から、社会保険事務所に「国民年金推進員」が配置されました。

「国民年金推進員」は、個別訪問により国民年金制度の周知や保険料の納付督促・収納・口座振替の推進などを行っています。

「国民年金推進員」が訪問したときは、ご理解とご協力をよろしく願います。

また、国民年金保険料に未納期間のある方に、電話による納付督促も行っていきますので、これについても併せてご理解、ご協力をよろしく願います。

10月の納税

町県民税 第3期
国民健康保険税 第4期

口座振替日は

銀行・信金……10月25日(金)
農協・郵便局……10月28日(月)

※納税は便利な口座振替へ
～税金を 納めて安心 明るい未来～

生活環境

犬を飼うときの約束

犬の放し飼いや、飼い主には好ましく聞こえる愛犬の声も近所迷惑になります。犬の散歩のときは引き綱をつけて、ビニール袋などフン入れを携帯し、犬のフンは飼い主の責任で必ず始末しましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上飼育する犬は、必ず生涯一度の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。

万一、犬にかまれたときは、松山中央保健所生活衛生課(☎931-8783)へ届け出るとともに、獣医師に狂犬病の有無の検査をうけてください。

犬が飼えなくなったとき

飼い犬を捨てるなど、野良犬の被害が出るなど大勢の方の迷惑となります。飼えなくなった犬は役場生活環境課で引き取ります。(執務時間中)

飼い犬の死亡などの届出

次のような場合、飼い主は印鑑、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票をお持ちの上、速やかに役場生活環境課へ届出を出してください。

犬の死亡、所在地変更、所有者変更

問い合わせ

役場生活環境課生活環境係
☎ 985-4117

下水道

汚水が 処理されるまで

- ③ 反応タンク設備
汚水の汚れを微生物に食べさせ、汚水をきれいにします。
- ④ 最終沈殿池設備
微生物(汚泥)をゆつくり沈ませて、きれいな上澄み水にします。
- ⑤ 消毒設備
処理された水を消毒します。このようにきれいに処理された汚水は海域へ放流されます。
- ① から⑤の順序で汚水を処理するので、排水管が詰まったり、微生物が働けなくなるようなゴミや油などは流さないようお願いします。

問い合わせ

役場下水道課業務係
☎ 985-4126

下水道のしくみ(分流式)

